

ハイウェイカード利用約款

阪神高速道路株式会社

(通則)

第1条 本約款は、阪神高速道路株式会社（以下「会社」といいます。）が発行するハイウェイカード（以下「カード」といいます。）の使用について適用します。

(通用範囲)

第2条 カードは、次のマークを表示した有料道路及び高速自動車国道の料金所における通行料金の支払いに使用することができます。



(使用方法)

第3条 カードにより通行料金を支払うときは、料金所スタッフにお渡し下さい。

2 カードは未納金や割増金の支払いに使用することはできません。

(効力)

第4条 カードは、使用残数相当の金額の範囲内で通行料金の支払いに使用することができます。

2 カードの使用残数相当の金額が通行料金に足りないときは、不足額を現金又は別のカードで支払うことができます。

3 1枚のカードを同時に2台以上の車両の通行料金の支払いに使用することはできません。ただし、車両が連続して通行し、かつ料金所スタッフがそれを容易に確認できるときは、この限りではありません。

4 カードは料金収受機械の故障その他特別の事情により使用できない場合があります。

(無効)

第5条 カードは、次のいずれかに該当するときは無効として回収し、通行した区間の料金（割増金を含みます。）を現金で徴収します。

一 汚損又は破損等により磁気記録内容が不明となったカードを使用したとき。

二 カード表示事項、磁気記録内容又はカードの図柄が改ざんされたカードを使用したとき。

(使用実績)

第6条 カードの使用実績については、カード裏面に使用月日及び使用残数で表示し、申し出により、その使用の都度の使用実績を表示した証明書をお渡しします。

(再発行)

第7条 カードは再発行しません。ただし、次のいずれかに該当するときは、カードを回収し、再発行します。

一 カード裏面の使用残数表示欄をすべて使用したとき。

二 汚損又は破損等により使用不能となったカードの使用残数等の内容を会社が確認できたとき。

三 その他会社が再発行が必要であると認めたとき。

2 前項ただし書きにより回収したカードは原則として返却しません。

3 第1項第2号の規定によりカードを再発行するときは、カード1枚につき手数料105円を申し受けます。（手数料には消費税を含みません。）

4 再発行するカードの図柄は会社所定のものとなります。

(ETCへの付け替え)

第8条 カードの使用残数については、会社が定める方法により、ETCの利用可能額に付け替えることができます。

2 前項によりETCの利用可能額への付け替えが完了し、使用残数が零となったカードは原則として返却しません。

(払い戻し)

第9条 カードの払い戻しは、いたしません。

2 前項の規定にかかわらず、会社が別に定める期日から、次式により算定した金額の払い戻しを、会社が定める方法により行います。

払い戻し金額 = 使用残数 × (販売価額 / 券面金額)

(注) 「販売価額」とは券種ごとに定められた販売価額をいい、「券面金額」とは当該券種の券面に表示された利用可能額をいいます。

なお、第7条第1項ただし書きにより再発行したカードについては、再発行により回収されたカードの販売価額及び券面金額により算定します。

3 前項の規定による払い戻し金額の算定にあたり、1円未満の端数が生じる場合は、切り上げにより算定します。

4 第2項により払い戻したカードは、回収して原則として返却しません。

附 則

1 この約款は、平成24年9月24日から適用します。

2 この約款の適用日より前に発売されたカードについては、この約款に基づき発売されたものとみなし、この約款を適用します。

3 平成18年4月1日から、全てのカードの使用を停止します。

4 第8条の定めにかかわらず、平成25年1月27日をもって、全てのカードのETCへの付け替えを終了します。

5 第9条の定めにかかわらず、平成28年3月31日をもって、全てのカードの払い戻しを終了します。